

新型コロナウイルス感染症に関する入院給付金特別措置の見直しについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。一日も早い収束と、皆様のご健康を心からお祈り申し上げます。

さて、当社では2020年4月より、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養された場合、約款上の「入院」とみなして入院給付金のお支払対象とする特別措置（以下、みなし入院）を実施しております。

今般、政府より新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、2022年9月26日以降、全国一律に重症化リスクの高い方に限定することが決定されました。

これを踏まえ、みなし入院における入院給付金のお支払対象者について、以下のとおりといたします。

【みなし入院による入院給付金のお支払対象者】

2022年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、

以下の「重症化リスクの高い方」とします。

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ④ 妊娠されている方

*2022年9月25日以前に新型コロナウイルス感染症と診断された方につきましては、重症化リスクの高い方に限らず、これまでどおりの取扱いとさせていただきます。

《ご参考》

新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払範囲		2022年9月25日以前	2022年9月26日以降
宿泊施設や自宅で療養された場合 (特別措置)	重症化リスクの高い方	○お支払対象	○お支払対象
	上記以外の方	○お支払対象	×お支払対象外

※上記内容は2022年9月14日時点の情報であり、今後、法令の改正等がなされた場合には必要に応じて更なる見直しを行う可能性があります。

□「みなし入院」の見直しについて

当社の保険約款において「入院」とは、「医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」という条件を満たすことにより入院給付金をお支払いしております。

2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、病院への入院が必要であるにもかかわらず、病院の病床のひっ迫等の事情により入院することができない状況となり、医師等の管理下で宿泊施設や自宅での療養が行われることになりました。

宿泊施設や自宅での療養は、約款の「入院」に該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であることを踏まえ、お客様の観点から約款の柔軟な解釈・適用により「入院」と同等に取り扱う特別措置を開始いたしました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加する昨今の状況において、重症者の割合はこれまでと比べて低い水準であり、軽傷・無症状の方の割合が高まっている状況にあります。さらに、今般、政府より、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、2022年9月26日以降、全国一律に重症化リスクの高い方に限定することが決定されました。

こうした状況変化も踏まえ、発生届の対象とならない方につきましては、新型コロナウイルス感染症に罹患したことのみをもって「常に医師の管理下において治療に専念」し「入院が必要な状態」と判断できないことから、2022年9月26日以降の「みなし入院」による入院給付金のお支払対象者を見直すこととしました。

以上

【新型コロナウイルス感染症による「みなし入院」の給付金請求書類について】

今般の新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、医療機関や保健所の負担軽減のため、当社では「みなし入院」をされた場合には、療養証明書だけでなく、My HER-SYS 画面の療養証明等による柔軟な対応を行っております。

【問合せ先】

スマイル少額短期保険株式会社 契約サービスチーム

0120-617-438（平日 10：00～17：00）